

市廃審第05-001号  
令和5年5月23日

市川市長 田中 甲 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会長 三橋 規 宏



### 市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について(報告)

このことについて、第96回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第4項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につきましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

## 《会議録》

- [会議名称] 第96回 市川市廃棄物減量等推進審議会
- [開催日時] 令和5年3月23日(木) 10時00分～11時00分
- [開催場所] 市川市役所 第1庁舎5階 第4委員会室
- [出席委員] 三橋規宏会長、松本定子副会長、青山ひろかず委員、岩井清郎委員、大石恭子委員、三瀬敬委員、宇仁菅伸介委員、河井一広委員、鈴木茂委員、安東紀美代委員、井上好子委員、篠原武義委員、栗山幸治委員、藤城博樹委員、宮方英二委員(以上15名)
- [事務局等]
- |                 |                                    |
|-----------------|------------------------------------|
| (1)環境部          | 根本部長、米崎次長                          |
| (2)循環型社会推進課     | 塚原課長、青木主幹、滝内主幹、大割主幹、村井主任、北澤主任、小谷主任 |
| (3)生活環境整備課      | 北市課長、中江副主幹                         |
| (4)生活環境保全課      | 高濱課長、前田主幹                          |
| (5)清掃事業課        | 丸山課長、大坪主幹                          |
| (6)環境エネルギー施設整備課 | 田中課長、河野主幹                          |
| (7)クリーンセンター     | 峠越所長、吉野主幹                          |
- [傍聴者] 1名
- [会議次第]
- (1) 開会
  - (2) 審議事項  
市川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について
  - (3) その他
  - (4) 閉会
- [配付資料]
- 資料1 第95回市川市廃棄物減量等推進審議会におけるご意見等
- 資料2 パブリックコメントにおけるご意見等
- 資料3 市川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)
- [会議概要] 配付した資料に基づき、事務局から説明及び報告を行い、これに対して各委員が意見や質問を申し述べる形式で審議会を進めた。

〔会議詳細〕

【開 会】 午前 10 時 00 分

青木主幹：おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。皆様、年度末ご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。事務局を務めます、循環型社会推進課の青木と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日使用する資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただきました、会議の次第、資料 1「第 95 回市川市廃棄物減量等推進審議会におけるご意見等」、資料 2「パブリックコメントにおけるご意見等」、資料 3「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画案」の 4 点となっております。不足している資料はございませんでしょうか。

それでは、審議会の開会に移らせていただきます。発言の際にマイクをご使用いただきますが、複数のマイクの電源が入っていると、スピーカーから雑音が発生する場合がございます。恐れ入りますが、発言される時のみ、マイクの電源を入れていただき、それ以外の方は電源をお切りいただくようお願いいたします。

これ以降の議事進行につきましては、当審議会規則第 3 条の規定に基づき、三橋会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは三橋会長よろしくようお願いいたします。

三橋会長：それでは、ただいまより、第 96 回市川市廃棄物減量等推進審議会を開催したいと思います。まず、本日の会議の成立条件が整っているか、事務局の方でお知らせください。

青木主幹：はい。本日の会議には委員 15 名全員がご出席されていますので、本審議会規則第 3 条第 2 項に定める会議開催の要件を満たしており、本会議は成立しております。なお、本日の議題の中には、非公開情報は含まれておりませんので、公開会議であることをご了承いただければと思います。以上です。

三橋会長：それでは審議に入りたいと思います。次第をご覧ください。

青木主幹：会長すみません。本日傍聴を希望される方が 1 名いらっしゃいますので、入室していただきます。少々お待ちください。

— 傍聴人 1 名が入室 —

三橋会長：それではよろしいですか。1人お入りになって、壁側にお座りになってもらっています。それでは審議に入りたいと思います。今日の審議事項は市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定についてです。それでは市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について事務局から説明してください。

### 【審議事項】（市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について）

塚原課長：おはようございます。循環型社会推進課長の塚原と申します。本日はお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。説明の方に入らせていただきます。申し訳ありませんが、着座にて説明させていただきます。よろしく願いいたします。まず資料1について説明をさせていただきます。昨年12月に開催いたしました審議会では、市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の数値目標及び目標を達成するための各施策等についてご審議をいただきました。その時にいただいたご意見をまとめたものが資料1です。No.1に記載をしております、「2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、2030年の温室効果ガスを46%削減することを国が掲げていることに対して自治体がどう対応していくのかという認識を盛り込んでいただきたい」とのご意見がありました。

今回の改定にあたりましては、市役所の業務において、どのように地球温暖化対策を実行していくのかを示した市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）との兼ね合いをとっており、ごみ減量施策を実施することによって、2050年のカーボンニュートラルの実現及び2030年度の市役所の事務事業による温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減することを目指しております。

この点につきましては、資料3の計画案26ページ下段に補足として、市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）との関連を記載しております。

この他、No.2から裏面のNo.9までのご意見がありました。

前回の審議会では、実際に取り組むこととなる市民や事業者の方々に伝えていく上でのポイントや環境教育、若い世代を対象とした施策のご提案といった、計画の実施段階におけるご意見を多くいただいております。

1月に、委員の皆様にご確認をいただいているため説明は割愛させていただきます。今後、計画に基づいたごみ減量化に向けて、啓発を実施していくにあたり、これらのご意見を参考にして参りたいと考えております。資料1に関する説明は以上でございます。

続きまして、資料2について説明をいたします。

市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に関する意見の募集を、令和5年1月21日の土曜日から令和5年2月21日の火曜日までの32日間実施しまし

た。

その結果、6名の方から合わせて50件のご意見が寄せられました。

これらについて取りまとめております。

2ページ目をお願いいたします。

いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方や対応について、表の左上に記載したとおり、①から④に分類しております。

①に関しましてはご意見を踏まえて修正するもの、②に関しましては今後の参考とするもの、③に関しましてはご意見の趣旨や内容について、すでに案に盛り込み済みであるもの、④その他と分類しております。

なお、本計画は第1章から第5章までと参考資料により構成されているため、いただいたご意見を各章毎に分けて記載をしております。

今回非常に多くの意見が寄せられましたので、一部を抜粋してご説明いたします。

はじめに、第1章、計画の位置付けに関するご意見はありませんでした。

第2章、ごみ処理の現状と課題に関するご意見についてです。

この章に関しましては、10件のご意見をいただいております。

現行の計画の数値目標の達成状況や、ごみの処理、処分にかかる費用に関するご意見がございました。

例を挙げますと、表の下段のNo.2、「令和2年度の時点において、すべての指標において目標が未達成であることについて原因を記載するべきではないか。」というご意見が寄せられております。

これにつきましては、以前、本審議会でもご報告しておりますとおり、現計画の数値目標は、平成24年に示された人口推計等を基に設定をしておりますが、実際の人口が、当時の推計値よりも増加したこともあって、目標の達成が困難となった旨を回答しております。

また、資料3の6ページの中に、近年は新型コロナウイルスの感染拡大により、家庭から排出される燃やすごみの量が増加したことも、目標の達成を妨げている一つの要因と考えている旨を記載しております。

次に3ページをお願いいたします。

No.5 になります。「燃やすごみを資源ごみに削減できたとすると、種別ごとにどれだけの処理費用が削減できるか資料を示して欲しい。これが公開できれば、市民のコスト削減の意識が高くなる。」とのご意見が寄せられました。

こちらにつきましては、本計画は基本的な方針を定めるものであるため、記載の変更は行いませんが、今後周知啓発を進めていく上で、参考とさせて

いただく旨を回答しております。

次に4ページをお願いいたします。

No.7では、「14ページに市民1人当たり経費は、約12,321円となっておりますが、円単位まで表記されているので、約は不要ではないでしょうか。」との意見がございました。

こちらに関しては本市で発行している市川市じゅんかん白書等と記載を合わせるため、ご指摘のとおり修正をしております。

次にNo.8では、「14ページのごみ処理費用は、近隣自治体や人口規模が同規模の全国の他の自治体と比較して、市川市が高いのか、それとも安いのか比較をして課題を抽出する必要があるのではないのでしょうか。」とのご意見をいただいております。

他市との比較ということにつきましては、前回の審議会においても、1人1日あたりのごみの排出量の数値に関連してご意見をいただいたところがございます。No.5と同様の理由で記載の変更は行いませんが、今後、取り組みを進めていく際に、市民の皆様へ本市の状況をお伝えしていくということで参考とさせていただきます。

次に5ページ目をお願いいたします。

第3章の計画の目標に関するご意見についてです。

この章に対しては、4件のご意見をいただきましたが、いずれも数値目標の妥当性について触れられておりました。

これらに対しては、現行の計画を策定した当時の人口推計値よりも、実際の人口が増加していることにより数値目標を見直す必要が生じたことと、最新のごみ量の実績や人口推計値を基に改めて数値目標を設定し、これまでの施策の強化や、新規施策の実施により、達成に向けて取り組んでいく旨を説明しております。

次に7ページをお願いいたします。

第4章、目標を達成するための施策に関するご意見についてです。

この章に対しましては、22件のご意見をいただいております。

令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行されたことによって、新たな資源化品目として注目されている、製品プラスチックに関するご意見がありました。

No.1に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律との関連があると図示されていますが、本計画には市川市がとるべき法律への対応が明

記されていません。市民がこの法律で目指すべき方向性があると思いますが、具体的な明記をしなくてよいのでしょうか。」とのご意見がありました。また、8 ページ目のNo.7 に、「製品プラスチックを分別収集することで、燃やすごみとして排出される量を削減するとありますが、具体的にいつから分別収集が開始されるのでしょうか。」とのご意見をいただいております。製品プラスチックに関しましては収集方法や処分先等に関して、課題があるため、計画期間の中で検討を進めていく必要がある旨を回答しております。

また、ごみの有料化に関するご意見をいただいております。

次の9 ページ目のNo.9 にございます。

「家庭ごみ有料化の導入によって、燃やすごみ及び燃やさないごみの収集量の約 5%を削減するとありますが、ごみ袋の料金が改定されるのですか、それとも別の有料化の方法を導入する予定ですか。」とのご意見を寄せられております。家庭ごみの有料化を実施する場合には、一般廃棄物処理に係る手数料を徴収することになるため、社会情勢やごみの排出状況なども踏まえながら検討を進めていく旨の回答をさせていただいております。

その他、新たな施策のご提案をいただいております。

9 ページのNo.8 では、海外での手法の紹介や、「クリーンセンター建て替えにあわせて、生ごみ専用の袋を作り、クリーンセンターで選んで水切りプロセスに運ぶようにすれば効率的に水切りができると思う。」とのご意見をいただきました。

こちらにつきましては、ペットボトルを用いて家庭でも実施できる水切りの方法を紹介するホームページをご案内しております。収集体制や処理方法、文化等が異なる海外の国と同じ手法をすぐ取り入れることは難しいですが、さらなるごみの減量資源化を目指していくにあたり、幅広くいろいろな手法を模索していきたいと考えております。

次に、12 ページをお願いいたします。No.13 になります。

大規模災害時に発生する廃棄物の排出について、市民への情報が乏しい旨や、整備されたマニュアル等の見直し作業をすることで、有事の際には対応はより円滑になる旨のご意見をいただいております。

こちらにつきましては、本計画の修正は行いませんが、近年では、特に大規模災害の恐れが高まっている状況でもありますので、対応マニュアル等をあらためて整備していかなければならないと考えているところでございます。また防災関係の所管課と連携しながら、今後進めて参りたいと考えてお

ります。

また、No.15 では、「ごみと資源物の処理については、市民の行動に関する部分が多いので、行動が自然と良い方向へ向かうような働きかけを、行政がすべきである。」とのご意見をいただいております。

本市の取り組みや市民の皆様に取り組んでいただきたいことについて、まだまだ十分な理解がいただけていない状況でございます。今後皆様に一層ご理解いただけるように、周知啓発の工夫を図っていきたいと考えております。

次に 16 ページをお願いいたします。

第 5 章、計画の推進と進行管理に関するご意見についてです。

この章に関しましては、1 件のご意見をいただいております。

「進行管理体制があるにもかかわらず、すべての指標において、目標未達成というのは、既存の進行管理体制が機能していないのではないのでしょうか。進行管理体制を見直す必要があると考える。」とのご意見です。

数値目標が未達成となった理由につきましては、他の意見への回答でも述べているとおり、現行計画を策定した当時の人口推計値よりも、実際の人口が増加していること等によって、目標が未達成となっている旨を回答しております。

また、進行管理体制につきましては、適宜見直しを図り進めていく必要があると考えておりますので今後の参考とさせていただきます。

次に、17 ページ以降に記載したとおり、その他として 13 件のご意見をいただいております。

各種制度の内容や、用語に関する問い合わせ、本計画よりも踏み込んだ各事業の内容に関するご意見につきましてもここに含めております。

18 ページをお願いいたします。No.5 になります。

「クリーンセンターの建替事業については、市長自ら重要施策と位置付けて、建て替えの進捗を図っておりますが、市民に対しても、重要な施策ですので建設用地、規模の設定、処理方式の選定、事業者の決定方法、環境アセスメント等の重要な事項は、ホームページでの情報提供の充実化をお願いします。」とのご意見をいただいております。

こちらにつきましては、本計画自体に対するご意見ではありませんが、今後、市民の皆様へ本市の状況をお伝えしていく上で、参考とさせていただきますと考えております。

次に 19 ページのNo.9 になります。「10 ページに、燃やすごみは週 2 回で、臨時収集 1 回を追加実施としておりますが、今後も臨時収集は継続されるのですか。」といった問い合わせがありました。

こちらにつきましては、ごみの保管や排出に係る市民負担の軽減と、公衆衛生の確保を目的として臨時収集を行っている旨をあらためて説明しました。今後の収集体制につきましては、新しいライフスタイル等の変化等を踏まえて検討をしていく旨を回答しております。

クリーンセンターの建て替え及びごみの収集体制につきましては、本市として重要な位置付けをしていることに加えまして、市民の皆様にとっても、生活に直結する関心の高い内容であるため、今後の進め方、情報提供の場や意見の募集の場についても、十分に検討していきたいと考えております。資料に関する説明は以上でございます。

なお、資料1と2でお示した箇所に加えまして、再度精査して修正を行った箇所がございます。資料3の23ページにある表3-2、計画フレームの計画値、参考資料の3ページから8ページに記載されている数字に網掛けをしている部分となっております。

いずれも軽微な修正となっております。数値目標やその他記載に影響を及ぼす規模の修正ではございませんので、この場で報告をさせていただきます。

以上、市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定に関する説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。

## 【審議事項】（市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について）の質疑 応答

三橋会長：ありがとうございました。それではただいまの説明について、ご質問、ご意見があればご自由にお出してください。

この市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画については、前回からも議論をしてきて、それに基づいてパブリックコメントをいただいております。今回修正した点と、修正はしないけれども、その趣旨を理解する等いろいろな回答がありました。どのような意見でも結構です、お出してください。

安東委員：すみません。資料を確認してもらいましたが、意見を出した方々に、審議会で私たちが一生懸命やってきたものを見ていただいていると感じました。市役所の方々から、もう少し市民の方にPRして広めていただくと、このような意見が出てこないのではないか、全部読んでみて、そのように私は感じましたが、いかがでしょうか。

三橋会長：実際にいろんな活動をおやりになっているわけですね。

今お尋ねになった件については、「ここでこのようなことをやっていますよ。」  
というような指摘がもっとあっていいのではないかと、というご意見だったか  
かと思えます。実際に一部では紹介して実施されている取り組みがあるわけ  
ですね。そのようなことをもっと紹介してあげたらいいのではないかと  
というご意見だったと思えます。

塚原課長：循環型社会推進課でございます。今ご指摘があったとおり、今までは計画を  
作成したらホームページに記載をするというかたちが主流となっておりました。  
しかし、今回このようなご意見をいただく中で、我々が行っていること  
や、皆様と議論したことを、広く市民の方にわかりやすくすることが必要  
であると考えております。少し校正が入るので、皆様のお手元に置くことは  
できませんでしたが、このようなかたちで、計画をA3判にまとめて、イラ  
ストを活用し、皆さんが取り組むにはどのようなことが必要なのか、リーフ  
レットを作成しております。これは我々としても、来年度からの新しい取り  
組みとさせていただきます。皆様にご協力いただき、実践していただ  
いていることは多くありますが、家庭でできることや、職場でできることを、  
言葉だけではなく、イラストを用いて、来年度以降にご紹介できるよう取り  
組んでおります。

三橋会長：よろしいですか。他にいかがでしょうか。

宇仁菅委員：よろしいですか。パブリックコメントでも出ておりましたが、プラスチック  
資源循環法の関係です。前回も発言させていただき、繰り返しで恐縮ですが、  
39 ページ、製品プラスチックについては「検討する」と書いていただ  
いております。表現はいいと思いますが、私もかつて、役所に居た時に「検討す  
る」という言葉をよく使用しておりました。検討の中身をせつかくの機会  
です。確認させていただきたいと思えます。これは、収集方法や処分費、  
市民への説明方法等を検討して、計画期間中に資源化を行うという認識で  
いいのか、或いは検討の結果難しいためやめますといったこともあるので  
しょうか。資源化を行う方向での検討ということではよろしいかどうかの確  
認をさせていただきたいと思えます

塚原課長：はい、循環型社会推進課でございます。ご指摘のとおり製品プラスチックが  
法律で施行されて約1年ですね。現在検討というところでいきますと、我々  
としましてはペットボトルと容器包装プラスチックについて分別して資源

化を行っております。

先ほど少し説明させていただきましたが、今後製品プラスチックの資源化に進む上では、やはり中間処理施設をどう見つけていくか、また分別した後に資源化できる施設等をどう見つけていくか、また、もう一つは手法として新しい法律で定められました大臣認定ルート、これは従来の指定法人を介さず、直接再商品化事業者に引き渡して再商品化するというのが、新しい法律改正に伴って、今考えられているところだと思います。

今お話をさせていただきましたとおり、我々も検討して、具体的には大きく、ペットボトルと容器包装プラスチックと製品プラスチック、この三つを対にして、検討を進めなければ資源化が進まないと考えております。ただ、現在、プラスチック製容器包装類として収集しているペットボトルについて、蓋を外して、ラベルを外して、洗っていただいて潰して、容器包装プラスチックと一緒に、袋に入れて排出してもらっているという状況がございます。こちらの品質に関しても、まだまだ改善の余地があると考えております。このような状況も皆様にご理解をいただきながら、製品プラスチックというのは、今、分別収集しているペットボトルや容器包装プラスチックとは違うものであることを知ってもらうことから始めなければならないと感じております。計画においてこのような施策を打たせていただいている以上、今後、計画期間中に、分別収集や資源化に向けて取り組んでいくというかたちで、今のところは検討という表現で示させていただいております。以上でございます。

三橋会長：よろしいでしょうか。

宇仁菅委員：ありがとうございました。

三橋会長：確かに、このような計画の場合には、「検討する」という表現は便利な言葉だけど、それに変わる言葉というのはなかなか難しいことも事実ですね。

「取り組みます」と書いてしまうと、責任が出てしまうような感じもします。

宇仁菅委員：そのようなことはあると思いますが、期間中に検討するだけで終わってしまったら、計画を達成したことになるのかどうか、微妙なところですので、そうならないようにぜひお願いしたいということです。

三橋会長：他にいかがでしょうか。

河井委員：すみません。短い間にパブリックコメントの取りまとめ等、忙しい年度末を迎えていたのかなというふうに思いながらお話を聞いていました。

1点、先ほど説明があったように、今リーフレットのようなものを作成中で、市民にわかりやすくしていただけることはありがたいと思います。

これは前回もお話させてもらいましたが、1日1人当たり65グラムを減らそうというのはかなり厳しい数字であると思っています。ただ、人間って面白いもので、数字だけ見てもそれが厳しいのか厳しくないのか、わからないところもありますので、リーフレットの中で、「65グラム減らすためには、こういうことを市民や事業者にやってもらいたい」というのを謳っていただけると、取り組みやすいと思いますし、モチベーションが上がると思いましたので、ぜひそういう視点で引き続きやっていただければと思いました。

三橋会長：ありがとうございました。

塚原課長：循環型社会推進課でございます。ご意見ありがとうございました。

こちらが先ほどお見せしました、リーフレットになります。

今ご指摘のあったとおり785グラムからですね、720グラムにするためには、市民の方にどういうことをしていただければよろしいかというのをなるべくイラスト等でわかりやすく表現をさせていただいています。

こちらですね、大体卵1個分が約65グラム、実際にはSとかMとかLというサイズはありますけれども、一番我々の中でパッとイメージがわく卵をイメージをさせていただいております。

いわゆる1日1人当たり卵1個分を減らすことによって、令和12年度の720グラムの目標を達成できるというかたちで今回のこちらのリーフレットでご紹介させていただいております。また数値目標を示しているところですけども、卵のイラストを用いて、少しかわいらしい表現をさせていただき、子供やいろいろな方にイメージがしやすいよう配慮をさせていただきました。もうすぐ完成しますのですぐに委員の皆様にもお手元に配らせていただきたいと思いますと思っています。

岩井委員：19ページのNo.9ですけども、燃やすごみが週2回で、臨時収集を1回追加し、これを継続されるのかというご意見なのですが、このことに対して、今度発行するリーフレットでは何か触れているのでしょうか。

塚原課長：循環型社会推進課長でございます。今回リーフレットに関しましては収集回数  
の記載はしておりません。計画期間の中で、皆様に取り組んでいただく内容と、方向性を示すようなかたちで今回のリーフレットを作らせていただきます。収集回数に関しましては慎重な判断をしていかなければなりませんので、別なかたちで、市民の方にはお示ししなければならないと考えております。

三橋会長：リーフレットの有用期間は大体何年ぐらいと考えているわけですか。

塚原課長：はい、循環社会推進課長でございます。この一般廃棄物（ごみ）処理基本計画自体が5年を概ねとして計画を改定しております。仮にこの計画期間中で達成が難しい状況の施策等があれば、ブラッシュアップ等をして、配布先をもう少し広げたり、行っている環境学習に使用したりしていかなければならないと考えております。以上でございます

三橋会長：それではリーフレットの更新もあるのでしょうか。

塚原課長：そうですね。こちら庁内で作成しておりますので、内容の更新は順次可能と考えております。

三橋会長：1回作成して5年間変えないというのではなく、新しいファクトとかそういうものが出てきたら、適宜組み入れて、最新の情報を市民の人たちに提供するよう心がけていただければと思います。その他にいかがでしょうか。  
この市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定については、前回かなり議論していただいて、パブリックコメント等を行い、議論し尽くされたのかなという感じがいたします。全体振り返ってですね、何かご意見等あればお出してください。よろしいでしょうか。それではこの改訂案について、当審議会です承していただいたということによろしいですか。

— 各委員「はい」の声での承認 —

三橋会長：それでは、この件についてはこれで終わりということにして、今日の議題のその他をお願いいたします。

## 【その他】

青木主幹：それでは事務連絡を2点させていただきます。先ほど説明させていただきましたリーフレットにつきましては、計画冊子とあわせて公表を予定しております。出来次第、委員の皆さまにはお渡ししたいと考えております。2点目です。次回の審議会の日程ですけれども、現在のところ、夏頃の開催を予定しております。具体的な開催日程が決まり次第、速やかにご連絡いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

三橋会長：これからの日程等について説明がありました。よろしいでしょうか。

## 【閉 会】 午前 11 時 00 分

三橋会長：それでは、以上をもちまして、第 96 回市川市廃棄物減量等推進審議会を閉会したいと思います。  
どうもお忙しい中、お集りいただきありがとうございました。